

監査報告書

地方独立行政法人北九州市立病院機構

理事長 中西 洋一 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び会計について監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

地方独立行政法人北九州市立病院機構監事監査規程に基づき、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務運営の報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から、財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関して報告及び説明を受け、検討を行いました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人である九州有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 業務の執行は、法令及び中期計画等に沿って適正に行われているものと認めます。
- (3) 貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書及び附属明細書は、当法人の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、法令等に従い、業務の実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従い、決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 理事長を含む理事の業務遂行に関しては、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。また、理事長及び理事と法人の間には、利益相反取引は認められません。

令和6年6月24日

地方独立行政法人北九州市立病院機構

監事 中野 昌治

監事 和唐 雄一